

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| 市街地活性化特別委員会会議録 | | | |
|---|---|-----|----------|
| 日 時 | 平成14年 1月28日(水) | 開 議 | 午後 3時50分 |
| | | 散 会 | 午後 5時50分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 継 続 審 査 案 件 | | |
| 出席委員 | 中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤(裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木(政)・高橋 各委員 | | |
| 説明員 | 市長、助役、収入役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p> | | | |

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に成田委員、北野委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

マイカル小樽の動向について、企画部副参事。

(企画) 山田副参事

私の方から、マイカル小樽の動向について、現状のご報告をさせていただきます。

第1点目に、小樽ベイシティ開発の民事再生計画案提出期限の延期についてご報告申し上げます。

小樽ベイシティ開発は、平成13年9月27日に、東京地裁に民事再生手続の開始の申立てを行って、10月12日に民事再生手続の開始決定を受けてございます。その中で、再生計画案提出期限を本年1月21日と定められてございました。

この間、11月26日に日興コーディアル証券株式会社をファイナンシャルアドバイザーに選定いたしまして、スポンサー候補企業の選定を含め、再生計画の策定を進めてきておりましたけれども、スポンサー候補企業との交渉ですとか、別除権者、これは抵当権を設定した企業ということですが、それらとの調整などになお時間を要する、こういう事情から、1月15日に東京地裁に再生計画案の提出期限の伸長、延期を申し出て、同日、3月29日まで伸長する決定を受けたことについて、去る1月18日、篠田小樽ベイシティ開発社長が来庁しまして、市長へご報告があったものでございます。

次に、小樽ビブレの閉鎖についてご報告申し上げます。

先週、1月25日、再生会社株式会社マイカルの営業本部ビブレ事業部長と、同じく人事部長が来庁しまして、マイカルとして、12月31日、会社更生の手続開始決定以降も懸命に経営改善努力をしてきたけれども、短期に事業見直しを実施しなければならない、法的手続の中で、これ以上赤字店舗の営業の継続はできないと判断して、具体的な閉鎖時期、方法などについては未定ではあるが、早期閉店の方向で作業を行う旨の報告がございました。

これに対して、市長の方から、白紙撤回を求めるとのことと、翌日、26日に助役を大阪に派遣して管財人に対して申入れを行うということ伝えてもらいたいということをお願いしてございます。

市としては、マイカル小樽全体、または、小樽ベイシティ開発の再生計画に影響を及ぼすことのないよう管財人に対して引続き申入れを行っていくこと、ベイシティ開発の再生計画案の策定作業も見守りながら情報収集に努め、関係機関との連携を図って適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長

これより質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

北野委員

マイカル小樽について

ただいま報告を伺いましたが、小樽市としてどうするのか、これが具体的ではありません。当然、報告の中で触れられると思ったのですが、市長が助役を土曜日に大阪に派遣しているわけですね。どういう要請をして、どういう返答があったのか、相手側はだれだったのか、こういうことぐらいは触れてよかったのではないかと思うのですが、いかがですか。

市長

大阪でのやりとりは、助役からお答えしますけれども、1つは、1月25日に見えまして、いろいろ話を聞きましたけれども、一応、閉店の方向で作業を進めていくんだと、時期はまだ未定だとかですね、今後どうなっていくのかという質問をしても、人事担当なものですから、そういった再建計画といいますが、そのあたりがよく見えないものですから、それじゃということで、そういったことの確認をさせていただきますよと、そういうことで、急遽、助役に行ってもらった、こういう経過でございますので、向こうでのやりとり等につきましては助役から報告させます。

助役

私が行きまして、相手方に申し入れた件につきましては、基本的には、1月25日の夕方に、今申し上げましたマイカル本部から見えました2人の部長に、市長から、市の立場といいますが、意見を申し入れた、そういうことを中心に話をさせていただきました。

面会をさせていただきましたのは、イオンから来ております事業管財人の代理人という方で、イオンの専務という方でございます。

北野委員

榎本氏ですか。名前は。

助役

名前は、星名という専務でございます。

それで、項目については、今報告がありましたように、基本的には、営業を継続していただきたいというようなことを柱に、それからまた、今、OBCが再生計画を作成中でございますので、少なくとも、そういった再生計画の内容等につきましても、いろいろ協議がされていたことになるわけですから、それまで営業を少なくとも継続していただけないかといったようなことと、また、地元として、マイカル本体の事業管財人に対しまして、地元の市長、それから商工会議所の会頭にしましても、議会の議長にしましても、まだお会いしていませんので、ぜひ管財人に対してお会いする機会を与えてもらいたい、そういうようなお願いをしてまいりました。

向こうからのお話を総合しますと、小樽マイカルのまちづくりの経過については十分承知していると。

それから、今申し上げました星名という専務さんは、昨年から相当の回数で北海道にも来ておりますし、小樽にも相当足を向けているということで、ビブレの建物の中も数回見ておりますけれども、何せ4万平方メートルというような非常に大きな面積で、イオンとしても、あいった大きな施設の経営について経験もないですし、ノウハウもないといいますが、なかなか難しいという印象を以前から持っていたということでございまして、どっちにしましても、年間10億に近い赤字を出している会社でございますから、家賃、共用維持費、そういったものを仮にゼロというふうに試算しても、なお8億、9億オーダーの赤字が見込まれる、つまり毎日200万、300万という赤字が出ているというものをこれから抱えながら、年内に予定している更生計画を提出するわけでございますけれども、そういった作業の中では、そういったものを取り入れて計画に盛り込むというのは非常に難しいのではないかと。

今回発表しました21店舗の中で、年間1億から2億の赤字の店舗もあるわけございまして、そういったものも含めて計画している中で、小樽の場合は赤字が突出しているということで、債権者にも納得をしてもらえないでしょうし、裁判所としてもなかなか認めてもらうようなことにはならないのではないかとというようなことを言っておりました。

それで、イオンとしては、今、マイカル全体の再生に全力を挙げているということでございまして、OBCについては、最初から口を出さずという考え方はなかったのですよと。しかしながら、今後、OBCからの具体的な提案があれば、それはお話を聞く、耳を傾けましょう、そういったことに対しては背は向けませんよと、そういった趣旨のお話がありました。

それからもう1つ、閉店の時期がいつなのかということもお聞きしたわけですが、今の時点では、具体的

には決めていないと。こういった問題につきましても、今後、OBCあるいはまた地元の自治体との話し合いを進めながら、テナントの方々、それから従業員の問題もいろいろあるわけですから、そういったOBCの再生計画の進みぐあいなどを勘案して、これから協議をして判断していきたい、そんなようなことでございました。

それから最後に、地元の市長なりに面談する機会を設けていただきたいというあたりにつきましても、たまたま2月4日に大阪で関西小樽会というのが開催されまして、市長ほかが出向いていく予定になっておりますので、そのあたりで何とかというお話をしてみいました。この日は、管財人本人に会うのはちょっと無理だろうというお話でございましたけれども、それなりの方にぜひ会う機会をセッティングしていただきたい、そういうお願いを中心にしてみたいところでございます。

北野委員

市長が、25日の小樽ビブレ閉店の意向を受けて、白紙撤回を求めたという説明があったわけですが、既に12月の段階で、ビブレの存続は難しい旨、市長は当時お会いして知っていたはずなのです。だから、閉店の通告を受けて、改めて閉店の白紙撤回を求めるといった気持ちはわかりますが、これは不可能ではないですか。

市長

いろんな情報がありまして、2、3年は店を継続していくとか、いろんな話があった中で、突然こういう話が来たものですから、これはあまりにも失礼ではないかと、事前にそういった話があってもいいのじゃないかというようなことで、白紙撤回というのは、全面撤回せよというのじゃなくて、助役が今言ったように、一定期間きちんと営業した中で、再生計画を見ながら、その中で決めるべき問題でないですかと、そんなような趣旨で白紙撤回という話をさせてもらったということです。

北野委員

OBCの再生計画のかなめは、ビブレ棟の動向と、OBCの支援企業がどこに決まるかということにあると思うのです。再生計画の提出期限を延伸しましたが、果たして東京地裁に3月29日までに再生計画をOBCとして提出できるという保証はあるのかということについて、見通しを伺いたい。

市長

私の方から見通しを申し上げるわけにいかないのですが、聞いている範囲では、3月29日を目指して努力していきたいというふうに聞いております。

北野委員

小樽ビブレとしての再生は極めて困難と見るのが常識的だと思うのですが、そうなれば、ビブレ棟の行方が定まって、初めて、OBCへの支援企業も、その資料の提供を受けて、支援できるかどうか、具体的な検討に入れるのではないかとこのように思うのですが、ビブレ棟の行方が決まらないで支援企業が定まるというふうに踏んでいるのですか。

市長

そのあたりの判断というのは、私どもの判断でなくて、OBCがどういうふうに判断されるのか、あるいはまた、支援企業がどういった利用を考えていくのか、その辺はまだ定かでないでございませぬので、明確には申し上げられない段階です。

北野委員

市長のおっしゃるとおりですよ。それは民民でやっているわけですから、小樽市が全責任を持てるわけでないから。だけれども、民民の間であっても、OBCの再生計画のかなめは2つなわけですから、その1つであるビブレ棟の動向がはっきりしないで、OBCの再生計画ができるのですかと。これは、私ばかりでなくて、いろんな方々の疑問ですよ。だから、3月29日までに大丈夫なのかということもあわせて聞いたわけなのです。いかがですか。市長の言っていることを否定はしていません。

市長

確かに、ビブレ棟の問題というのは、先ほどイオンの話もありましたとおり、4万平方メートルという非常に大きな面積ですから、支援企業としても、これをどう再利用していくのか、その辺は大きな課題だろうというふうには聞いております。

北野委員

OBCの再生計画の延伸と、それから今回のビブレの閉店の報道に関連して、OBCがマスコミに語ったことは、相反することが語られているのです。どういうことが語られているか、説明してください。

(企画) 山田副参事

真意は全くわかりませんが、今、委員がご指摘しているのは、提出期限を延長することでマスコミに載った、再生計画が最終段階に来ているという副社長の談話と、過日、OBCの常務が、ビブレ閉鎖の相談も何も受けていないという、この発言だということであれば、承知してございますが、この真意については全くわかりません。

北野委員

小樽市は、マイカル小樽については、小樽活性化の起爆剤という大変大きな位置づけを持って進めてこられたと思うのです。

それで、今、副参事が答弁されたように、再生計画の延伸にかかわって、3月29日までの詰めの段階に来ている、だから心配がないというような発言をされているのです。そうしたら、常識的に考えて、ビブレの動向、商業施設として残るのは難しいかわからないけれども、別な形で再生するというのを前提にして、そういうことが語られているというふうには受け取るのが普通だと思うのです。そういうことではないですか。

だから、理事者側に改めて聞きますけれども、そういうふうにはOBCの側が語っているとすれば、支援企業にOBCが説明をしているわけですから、ビブレをどういうふうにしようとしているのか。債権者との話し合いその他もいろいろ絡んできますけれども、どういう説明をして、支援企業になってくれというふうにはOBCは説明しているのですか。その辺は、ポイントですから、つかんで当然しかるべきだと思うのです。

(企画) 山田副参事

まず前段に、行政、行政とおっしゃっていますが、民間が再生計画をつくるに当たっての作業の中では、守秘義務、いわゆる秘密保持をするという相互の約束事の契約をして、おのおの、ファイナンシャルアドバイザーと行動しておりますから、そういう意味では、我々公務員とも似たような性格で、いろいろな情報等は漏らさないし、逆に言うと、そういったことを我々が聞いても、詳細についてはお話をいただけない、こういうことです。

ということは、おのおのの企業がどういう企業戦略でこの物件に当たっていくのか、こういったこと自体が、他の競争相手との関係で漏れるという事態を避けるために、そういうようなことをやってございますから、詳細に、どういう戦略でどうしているかということについては、私どもとしては承知できる立場にちょっとないということだけは基本的にご理解いただきたいというふうに思います。

北野委員

その話はわかりますけれども、聞かれて答えなくても、聞いています、根拠のある話ですということぐらいは答えられないのですか、もしそれが本当であれば。

市長

先ほど、詰めの段階というお話がありましたけれども、何が詰めなのかというのは、この記事からは、再生計画が詰めなのか、スポンサー企業の選定が詰めなのか、その辺がこの文面からだけではよくわかりませんので、それはお答えできないということでございます。

北野委員

副参事がお答えになった、相反する問題の2つ目ですけれども、マスコミによれば、OBCは、閉店の話は寝耳

に水で、支援企業の選定では数企業と本格的に交渉している最中で、小樽ビブレの閉店は一方的で極めて遺憾と、困惑しているという報道があるのです。だから、さっきの最終段階という報道と、今のOBCの見解とは、全く逆の見解なのです。だから、仮に今引用した報道が真実とすれば、OBCの再生計画は、3月29日に間に合わないんじゃないですか。

(企画) 山田副参事

私は、率直に言ってOBCの常務さんというのは名前は知っていますけれども、1度も話はしたことがございません。ですから、今、現地で指揮をとっている副社長を中心としてお会いしていますけれども、常務さんは、どちらかというと営業担当の方でございますので、トータルのお話をOBCの中でお聞きをしているのか、聞かされていないのか、わかりませんが、この記事の真偽については私どもとしては答える立場ではないと思っております。

問題は、3月29日までに間に合うのかどうかということについては、基本的には、間に合わせるという覚悟で、1月15日に東京地裁の方に弁護団を含めて赴いてご説明をしたというご報告は聞いておりますので、その中で2カ月ちょっと延ばしてもらったということですので、我々としては、29日に間に合うように作業が進んでいるのだろうというふうな認識であります。

北野委員

今日の答弁並びにこの委員会の開催に至る過程で理事者側から聞いても、マイカル本体あるいはイオンの方も、地方のことには全然思いが及んでいない。北海道は北海道、小樽は小樽、小樽であればベイシティが責任を持ってちゃんとやりなさいというふうになっていると思うのです。さっきの助役の話を聞いたら、OBCから話があれば、イオンは相談し検討するということを行っているだけの話ですね。だから、そうすればOBCの支援企業探しは、OBCが主体性を持って当たらなければならないということだけははっきりしている。

そこで、今日、資料として出していただいたのですが、計画の伸長に当たって、「お知らせとお願い」ということでベイシティから関係債権者や関係各位に配られたものを資料として今日出していただいたのですが、この中で、本文の8行目に、再生計画案の策定を行っているけれども、延期の理由は、スポンサー企業との交渉、2つ目は、別除権者らとの調整等になお日にちを要する、だから伸長をお願いしたというふうになっているのですが、この2つにかかわってお尋ねします。

スポンサー企業との交渉に時間がかかるというのはわかります。別除権者、つまり、政策投資銀行とポスフルの2つを意味しているのではないかというふうに私は理解するのですが、それでよろしいですね。

(企画) 山田副参事

そのとおりです。

北野委員

特に、ポスフルは、OBCの支援企業の候補の1つになっています。同時に、OBCは、マイカル小樽に61億円の担保を設定しているわけです。こういう権利関係にあるわけですが、ポスフルについて、時間がかかるというのは、具体的にどういうことにかかっているのですか。どういう説明を受けていますか。

(企画) 山田副参事

中身は存じておりません。

北野委員

それだけの話ですか。

(企画) 山田副参事

別除権者とどのようなお話をしているかということについては、承知はしてございません。

北野委員

副参事は、市長から言われて、ほかの2人と協力して、マイカル小樽再生のための情報を収集するというに、

今専念されていますよね。OBCが61億円の担保を設定しているわけですから、北海道マイカル、今のポスフルにしてみれば巨額のお金です。だから、言葉は悪いけれども、これをパーにするような態度に出るといような経営状況ではありませんから、これを大事にする。OBCを支援する1つの企業だ。しかし、ポスフル1社だけではOBCを支援できないということだけははっきりしていますから、数社ということになっていますよね。そのあたりで、権利関係で何か伺っていることはないのかという意味で聞いているのですが、いかがですか。

(企画) 山田副参事

権利関係というと、前回の議会のときにも若干触れさせていただきましたけれども、担保物件として、いわゆる別除権者となっているのは2社でございますが、少なくとも、債務として計上されている四百五、六十億の中の金額というのは、政策投資銀行が公表されているのは130億で、これは別除権者の担保が入っています。そのほかに、マイカル本体に110億という数字も入っていますし、そのほか担保設定されていない金融機関、こういったこともお聞きをしておりますから、別除権者として抵当権設定をしている部分については、民事再生計画上、一般債権者とは別の扱いをされるというふうにお話を聞いてございます。

そういう意味では、担保権を持っている別除権者の方々の意向というのは、再生計画案をつくる過程の中では、相当配慮をするなり意見を聞くなりをしてつくり上げていかないと、債権者説明会で否定をされるとお釈迦になるわけですから、そこらあたりの調整を、日本政策投資銀行なりポスフルという別除権者さんとの中で、これでいいのでないかというような、相互で調整できるような妥当な案をつくり上げるのに、今手間取っているのかなと、情報収集をする私の立場では、そんな認識を持ちながらいるところでございます。

北野委員

山田副参事をお願いしておきますけれども、知っていることがあったら、差し支えがなかったら正直に全部言ってくださいね。私どもは知る立場にありませんから。マイカルとのコンタクトもないですしね。隠さないでお答えいただきたいと注文をつけておきます。

そこで質問しますが、昨年の4定で、市長は、マイカル小樽の再建計画過程でイオンが進出するという要請があり、イオンが進出しても支援するのかという私の質問に対して、イオンという名前は出さなかったけれども、「マイカル小樽の施設の存続にはいろいろなケースが考えられる。施設の存続のため、具体的な支援要請を受けた段階で、行政として可能なものは支援していきたい。」というふうにお答えになっています。イオンについても、この答弁は含みのある答弁だというふうに私は重視をして受け止めておりました。

そこで、端的に伺いますが、北海道の企業だけでOBCの支援企業が決まると判断しているのか、それとも、北海道進出に意欲的なイオンが支援企業に加わることも想定しているのか、率直にお答えいただきたい。

市長

率直に答えて、わかりません。

北野委員

わからないのですか。

理事者側の非公式の説明は、マイカル北海道の時代に、ポスフルになってからでもいいですが、イオンの傘下に入ることはお断りすると。そして、労働組合も、臨時大会を開いて、イオン傘下に入ることは否定的見解を出しているわけです。だから、そういう現象をとらえて、イオンとポスフルは犬猿の仲とか、あるいは、みずほグループと、マイカル北海道、ポスフルは対立関係にあるというような話がよくされるのです。それも1つの根拠がある見解だというふうに私は思います。

改めて伺いますが、ポスフルのメインバンクはどこですか。そして、各銀行、金融機関の融資比率はどうなっていますか。

(経済) 商工課長

株式会社ポスフルの関係で公表されている資料を見つけたので、お話し申し上げますと、農林中央金庫、住友信託銀行、それから、今お話がありましたみずほグループの第一勧銀、富士銀行、日本興業銀行などが主な取引銀行というふうに公表されております。

ただ、今お話がありました比率というのですか、どこがメインで幾らぐらいということについては、承知をしてございません。

北野委員

そうすると、ポスフルの取引銀行の規模からいえば、みずほグループが群を抜いていますよね。経営規模では、それは当然でしょう。山田さん、そういうことは知らないということにはならないよね。

そこで伺いたいのですが、ポスフル1社でOBC支援は難しいかもわからないが、取引銀行が接着剤になって、具体的には、例えば、みずほグループが接着剤になって、言ってみればイオンとポスフルに手を握らせて、OBCの支援をする、そういう可能性も、今答弁をいただいた銀行団からいえば否定できないのじゃないですか。

市長も、突然知らないことが次から次に起こっているような顔をして答弁しているけれども、私は、12月に、こういうことも予想して聞いたら、市長は、イオンの進出について、名前は挙げていないけれども、否定していないのです、築港への進出については。市長は、ほかの理事者と違うから、大事なことを事前に相談を受けていませんか。

市長

本来、OBCが当事者ですから、OBCがイオンなりいろんなところの情報を持つべきだと思うのですが、我々が聞いた範囲内では、そういった情報がなかなかないような状況なものですから、私どもとしても、イオンに1回当たりたいなど、考え方をお聞きしたいという感じでずっと来たわけです。いつでも行ってもいいということでもないものですから、どういった時期にイオンと接触するか、タイミングを見ていたわけですが、今回こういう状況になったものですから、まず、うちから行って、別にOBCから頼まれて行っているわけではありません。我々としても、イオン側の意向というものを少し把握したいと、そういう趣旨も含めて行っているわけで、別に頼まれてもいいし、隠してもいません。

そういう状況で、急遽、イオンに行ってもらって、イオンの考え方がある程度わかりましたので、先ほど助役から説明したとおり、特別、イオンがOBCに支援するとかなんとかということではないということでありまして、話を聞きますと、更生計画を出している会社と、民事再生を出している関連会社と2通りあるものですから、これは推測ですが、イオンとしては、更生計画を出した関連企業については、一応一定の支援をするような感じが見られます。

ですから、OBCについては、きちっと社長もおりますし、再生弁護団もおりますし、ファイナンシャルアドバイザーもついているわけですから、イオン側としては、そういったことに期待をしているのかなという感じはしています。

北野委員

これは、市長でなくてもよろしいのですが、仮に3月29日に再生計画が提出できなくても、もう1回延ばしてもらうことはできますよね。

(企画) 山田副参事

規定ではそのようになってございます。

北野委員

最高裁の民事再生規則第84条で、延期について、「特別の事情がある場合を除き、2回を超えてすることができない」と。この「特別の事情」というのは何ですか。

(企画) 山田副参事

わかりません。

北野委員

山田副参事も、肝心なことになれば、知らないとか存じませんとかと言って逃げるのだね。

私が聞きたいのは、「特別の事情」というふうに書かれているから、具体的に聞きますけれども、更生計画の方が時間がかかり、再生計画は切羽詰まったものになっているのです。この関係で、本来であれば、本体の更生計画がどうなるかを見定めて、再生計画をつくった方がより確実だというのは、だれの目から見ても当然だと思うのです。そういう当然のことが、特別の事情の中で、なるほどそれは根拠があることだと言って、裁判所で認められる「特別の事情」に入らないのかということを知りたいのです。

(企画) 山田副参事

私どもも、この法律そのものではできなかったのが一昨年ですか、そういう法律ですので、いろいろ調べましたけれども、いろいろ調べたといっても、本当に短時間ですけれども、そのような解釈ができるようなものを探すことはできませんでしたので、推測で、こういうことではないかということにはちょっとできない、こういう立場で、わからないというお答えをさせていただきました。

ですから、3月29日の問題と、今回のビブレの問題については、少なくとも再生計画とマイカル自体の会社更生法との関係で、会社更生法は、少なくとも、今年の12月末には提出しなければならないというのが大前提で作業をしていますから、そういう影響を受けながら、早目に撤退をするということを極力避けてもらいたいということを含めて、市長が、白紙にして何とか延ばしてほしいというようなことを申入れをしてきているわけで、したがって、これから、OBCの再生計画案づくりと、その辺の方向を並列的に見ながら、当然、テナント、従業員の問題といった中で、最終的に、やむを得ない事情が生じて、それが裁判所で認められれば、例えば、また延びていくということもあり得ることかもしれませんけれども、そこ自体は現段階では予測はできないというふうにご理解いただければと思います。

北野委員

新しい法律だからと、皆さんはよくおっしゃるのだけれども、小樽市の法令担当の総務課長に聞きますが、「特別の事情」というのはどういうことを指しているのですか。

(総務) 総務課長

申し訳ありませんが、私どももよくわかりません。

北野委員

理事者に要望しますが、これは小樽にとって大変関連のある大事なことから、新しい法律だからわからない、わからないと、いつまでも延ばしていくということのないようにして、近々、責任ある見解を伝えていただきたいということは強くお願いしておきます。

市長

実は、昨年の暮れに上京した折に、この民事再生を所管している裁判長にもお会いしてきました。いろんな小樽の事情について説明もし、その裁判長が、民事再生法を作成するときに携わった人だというふう聞いていますから、その関係で照会をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

北野委員

先ほどの市長の答弁の中で、会社更生法と民事再生法の違いで、イオンの対応が、具体的には、OBCの再生計画の推移を見守っているように受け取れるし、期待をしているのではないかという答弁があったわけですが、再生計画の進捗状況によって、OBCが会社更生法に手法を切り替えるという可能性はありませんか。

市長

弁護士からそういう話は聞いておりません。

北野委員

質問の最後に、要望も含めてですが、共産党は反対したけれども、小樽市はもとより、マイカルが国や道も巻き込んで、マイカルを推進したわけです。だから、推進した側の責任で、3,000人とも言われるマイカル小樽の従業員の雇用を守る責任があるというふうに私は思うのです。そういう点で、市長は市長としての立場で責任を果たすことも必要ですし、道や国に対しても、やはり責任をとらせるように働きかけるべきです。

何よりも、マイカルが今こうなっていますが、マイカルに巨額の融資をしている銀行に対しても、ちゃんと責任をとらせなかったらだめだと思うのです。金だけ貸して、後は知らんなんていうのは無責任きわまりない話だと思うのです。だから、そういう責任の果たし方、取り方も具体的に見えるような形で展開していただきたい、これが第1点です。

2つ目は、マイカル推進に当たって共存共栄ということ掲げてきたわけなのですが、地元商店に対しては大変大きなダメージとなっていることだけは否定しないと思うのです。

そこで、共存共栄の約束なので、具体的な共存共栄策を昨年12月に聞いたけれども、これといって効果のあるものはないです。これからでも遅くないですから、地元商店街に対する影響を具体的に調査して、共存共栄策について責任をどう果たすのか、これについてもきちんと具体的な見解を示すことが必要だというふうに考えるわけです。

この2点について市長の見解を求めます。

市長

先般、事業部長が見えたときに、雇用の問題なりテナントの問題、こういった問題はまずマイカルが責任を持って果たすべきだと、そういうことは強く申し上げましたし、同じく、助役が行っても、その話はしてまいりました。

それから、共存共栄策をどこに言うというのですか。OBCに言うというのですか。

北野委員

いや、小樽市としての共存共栄策です。

市長

市としては従来からやっています、今回の新年度予算におきましても、都通商店街なり花園銀座商店街など、いろんな施設整備なり環境整備をしたいということでございますので、そういったものについて支援をしていきたい、こう思っています。

北野委員

私の質問は終わります。

古沢委員

マイカル小樽について

3点で関連質問をさせていただきます。

1つは、4定で北野議員が代表質問でお尋ねしました未利用地の問題に関して、これが1点です。

2点目は、OBCの再生計画の動向に関連して、北野さんの今の質問に補足的に質問させていただきたい。

3つ目は、3定以来、なかなか答弁をいただけない、態度をはっきりさせていただいていない、市長、あなた自身の責任の問題についてであります。

第1点目ですが、4定の北野代表質問に対して、市長は、未利用地の5万4,000平方メートルに関連して、計画から8年が経過している。土地利用のあり方を再検討する必要がある。おおよそこういう答弁をされております。つまり、当初の地区整備基本計画を見直す方針だという答弁内容だと思っておりますが、これは、多目的交流商業地区と中高層住宅地区の2つを含めて5万4,000平方メートルと考えてよろしいですか。

(企画) 山田副参事

基本的には、未利用地という意味合いからいくと、住宅系のことについてご質問があったので、私どもとしては、未利用地トータルという意味で、今、土地利用が決まっていない部分について考え方を述べたという、市長がお答えしたということでございます。

古沢委員

そこで、住宅系ですが、中高層住宅地区の問題です。ここには、現在、マンションが200戸建設されておりますが、当初の計画では、定住人口が2,500人ですね。ここにマイカル団地として当初は700戸の中高層住宅の計画がありました。この計画を推進させるために、住宅・宅地関連公共施設整備促進費の国庫補助を導入しております。この事業主体は、当然、小樽市だと思うのですが、それでよろしいですか。

(企画) 山田副参事

事業主体は私どもです。

古沢委員

この補助金の交付申請に当たって、そもそも、事業の目的や内容、事業に要する経費、事業の予定期間などを定めていると思いますが、特に、事業の内容と事業の予定期間はどのように定めていたのか、お示してください。

(企画) 高橋主幹

事業につきましては、土地区画整理事業ということで平成7年に事業認可を受けて、その中で、通常補助事業と住宅・宅地関連促進事業を合わせて財源に組み込むということで、事業につきましては、平成7年から平成13年ということで完了してございます。

古沢委員

この補助金の事業には、宅地開発事業と住宅の整備事業の2本立てだと思うのですが、この計画の場合は住宅整備に関する事業だと考えてよろしいでしょうか。

(企画) 高橋主幹

この事業につきましては、非住宅地と住宅ということで、合わせた関連事業ということで採択を受けてございます。

古沢委員

この事業の要件ですが、住宅建設に当たって要件的にはどのようになっていますか。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

委員長

大竹委員。

大竹委員

今、いろいろ発言されているのをちょっと聞いていましたけれども、今回は、マイカル小樽の動向についてということで、今のいろんなご質問はちょっと当たらない部分があるのではないかなと思いますので、その辺、ちょっと協議していただきたいと思うのです。

北野委員

そうしたら休憩しよう。

大竹委員

その辺をきちんと精査していただきたいと思います。

北野委員

何をつまらぬ話をしているのよ。休憩してください。

だめだよ、そんなけちをつけるような話は。委員長、休憩してください。

どこが外れているのさ。

委員長

十分考慮しながら質問していただきたいと思います。

北野委員

何を言っているの、委員長。

古沢委員

続けます。

関連しておりますから、聞いているのです。この問題については若干続けます。

これで交付決定された補助金額の総額は幾らになりますか。

(企画)高橋主幹

全体基本事業費としましては12億6,000万強というふうに認識してございます。

古沢委員

心配があってお尋ねしたのですが、補助金適正化法という法律があります。この第7条で条件が付せられておりまして、事業の内容の変更、中止または廃止する場合、予定期間内に完了しない場合、遂行が困難となった場合、これらにおいては、各省庁の長の承認もしくは指示を受けなさいとされておりますが、この事業に関してはどのように取り運んでおりますか。

(企画)高橋主幹

この事業につきましては、あくまでも非住宅地と住宅地を合わせて区画整理事業で施行されるという状況の中で、事業につきましては平成13年度までで、実際には工事は平成11年度で完了してございます。そういった中で、民間が建てる住宅についても、年200戸だということで、事業目的を、すべてではございませんけれども、遂行しているというふうに判断してございます。

古沢委員

民有地において民間が建設する場合、確実にそれが見込まれる場合、事業の要件としては300戸ですね。今の答弁でしたら、どうなのですか。おおむねよろしいのですか。

(企画)山田副参事

まず、整理しますと、あくまでも、補助金をもらうために、何の目的でもらうかという採択団地というものをまず整理をする。その団地そのものの宅地なり住宅なりの開発を推進するために、道路なりの公共事業を進めるに当たって補助金を出しますよというのが、今言った補助金の話なのです。ですから、補助金自体は区画整理事業の中でもらっています。

なぜもらえたかという、民間開発をする住宅建設の計画を出していただいて、600ないし700戸の計画を年次計画でこのように進めていきたいという計画を持ち込んで、それ自体を採択していただいて、その目的で区画整理事業を推進するという形であれば、そちらの方に補助金を出しましょうというのがこの制度ですから、適化法でいうところの道路に使うとかという形で私どもがもらっている金を、違う目的で使ったり、そのお金を使わないということであれば、その補助金は目的として違う、こういうことになるのです。

今、委員がおっしゃっているのは、その採択団地の要件が300なければだめだよというのが、現状としては、民間開発ですから、こういう動向の中で途中で事業が止まってしまった。ましてや、デベロッパーがこういう法的措置までになってしまった。こういう現象の中で、事業そのものが成立しているかどうかということであれば、私どもとしては、現状で300戸という戸数は満たされておりませんので、何年か前から、再三、その推進について、OBCに要請をしてきておりましたし、彼らも、その認識は十分持ってございました。

しかしながら、こういう状況になっておりますので、我々としては、今ご指摘のあった部分で、いいのか悪いの

かということになると、300に行っていないので、ただ、土地利用としての担保をきちっとしているということ、つまり、商業系が建つということにはならない法的担保をしているということ、道なり国の方にもお話をして、これからの計画の中で、住宅系を進めていくということ、我々としては、現状の中で、先ほどの見直しの議論もございませぬけれども、そういう法的な整備については、その中で十分認識しながらやっていこうと、こんなことを事務方としては市長にお話をしているという現状でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

古沢委員

この件で最後ですけれども、一番心配しているのは、当初の計画が700戸で、伺いましたら、先ほどの法の規定に基づいてかどうかはちょっと確認しておりませんが、内容変更があって650戸、その後は動いていないのです。

それで、心配だったのは、ここに来て、この大変な時期に、12億6,000万の補助金が適正化法で言うところの返還命令がかかるような心配はないのかというのが第一の心配だったのです。

今、ご答弁いただいた住宅系で担保されていると。だとすれば、逆の言い方をすれば、どういう手法であれ、この地域に住宅が建ち上がるという点で、ある意味では市としての義務を背負っているというふうに考えてもいいと思うのです。ですから、具体的な計画について、どう運ぼうとしているのか、考えがあったらお示してください。

(企画) 山田副参事

今おっしゃったように、再開発地区計画の中の中高層住宅地区という形で法担保していますので、どなたに土地が転売されようが、土地利用としてはその用途以外は使えませんので、いわゆる住宅系で開発が進むと、そういう整理はしたいと思っております。

問題は、これからどういうふうな事業展開になるかということになると、OBCさん自体の民事再生の中で、土地の権原そのものがどう移行するのか、その土地の持ち主が事業主体になり得るのか、転売をするのか、こちらあたりの見極めが1つ必要かなと思っております。

それからもう1つは、どうにもならない状況ということを含めて、前回の議会でもお話があったように、市としてOBCの再生に何らかの支援をするということになれば、市なり道なりというものが公共住宅を建てていく、こういったことも含めて、戦略的な考え方としては持っている。ただ、中心的には、まだ民間の持ち主のものでし、これからその土地がどう処理されるのかということについてももう少し動向を見ながら、交渉なり計画なりというのは、進めていきたいというふうに思っております。

古沢委員

2つ目の問題ですが、北野委員が質問したことにも若干関連しますけれども、ポスフル、旧マイカル北海道が別除権者として、特別のといいますが、優先的な権利を持っています。つまり、破産事件などでは、破産の宣告前から担保権者に認められているものでありますから、例えば、破産事件の場合は、破産財団に属する財産のうちから、一般の債権者とは別に優先的に弁済を受けるという特別の債権者です。この点で、別除権者との調整などでお日時を要するというふうに、提出期限の伸長の理由の1つに挙げられていました。

そこでお伺いしたいのですが、たしか平成12年11月と12月であったと思っております。仮登記の形で第2順位として担保設定を当時のマイカル北海道がした。翌月、債権者合意のもとで、第1順位で、仮登記とはいえ担保が設定された。その当時で言いますと、マイカル本社との関係で言えば、マイカル北海道もOBCもともに関連子会社であります。関連子会社間で、他の権利関係者が知り得ない中で、こういう優先的に担保設定をして債権確保を図る、こういうような行為が、真に別除権者としての特別の地位を得ているというふうに考えているかどうか、ぜひお伺いしたいと思います。

(企画) 山田副参事

率直に言って、抵当権設定をしているのは、当初は日本政策投資銀行がほとんどというか、旧北東公庫がすべてというふうに認識していましたが、私どもも、区画整理の関係でそういった権利関係を把握してきて、それ

で、旧マイカル北海道が仮登記という形で入ってきて、今ご指摘のような状況です。

問題は、その部分のいわゆる企業の思惑というか、戦略というか、こういうことについては、私どもとしては、認識をするというか、口を出すという状況にはなりませんので、例えば、どこそこさんにどれだけ借金をしたから、これをこうするとかああするとかという説明もございませんし、それを聞くという立場にもなかった。結果的には、今言ったような別除権者という取扱いを、民事再生法上、弁護士さん方がきちんと認知しているわけですから、その権利を有しているか有していないかという部分は、法的には有しているというふうに認識をして、私どもとしてはお話を聞いているということで、ご理解いただきたいと思います。

古沢委員

それで、ビブレの関係なのですが、1月25日だったと思いますけれども、日経で、マイカル本体が不採算の20店舗を閉鎖というふうに新聞報道されています。月内にといえますから、1月中旬に、閉鎖店の家主や従業員などに通知をする。同時に、小樽市には、小樽ビブレについては閉鎖・撤退をするというふうに本社から通告をされていると。1月中旬にテナントさんが従業員などに通知をするというふうに伝えられているのだとすれば、いつ撤退をするかということが今定まっていないうのは、本来あり得ないことでありまして、本当に、撤退は決まった、閉鎖は決まったけれども、いつするというふうに聞いていないのですか。

(企画) 山田副参事

先ほど助役がご答弁申し上げたように、私も随行で行きましたので、十分承知してございますが、基本的には、地元のこういった状況というのは当然知っている。ビブレが出るということについて、開発の中でいろんな状況が起きることも知っているけれども、先ほど助役が申し上げた店舗としての事情というものがあつた。かなりしつこく、いつなのかということをお聞きしましたけれども、そういった事情の中で、勝手にぼんというわけにもいかないでしょうということで、OBCの民事再生という作業、それから、テナント、従業員の方々との話し合いとか、地元のまちづくりとの絡みも当然ございましょうから、そういう話し合いをしながら、ただ、12月の末には会社更生法の手続として提出しなければならないという事情がある、こういうことだけは、しりの話はしてはいたけれども、問題は、何月とか何カ月後だとかという、こういうお話については、現在は全く決めておりませんというお話でしたので、我々としては、これから、そういった問題のある部分について注目するなり、当然、我々も入るべきところは入ってお話をしながら、撤退の日にちについて把握はしたい、こんなふうに考えております。

古沢委員

OBCが再生計画の提出を3月29日まで延期をした。こういったことも勘案すれば、常識的には、1月中旬に関係者に通告するわけですから、3月いっぱいというふうにまずは見て、対応策を講ずるとというのが常識的だと思うのが1つです。

それと、そうであれば、現在、ビブレ棟の中で営業しているテナント数が幾つか、従業員が何人か、そのうち小樽市関係者が何人か、同時にあわせて、マイカル本社が雇用している従業員の人数、そのうち小樽市関係者が何人か、お知らせください。

(経済) 藤原主幹

昨年の11月の調査なのですけれども、その時点で、ビブレ棟のテナント数が62店舗ということになっております。従業員数として433名、そのうち小樽市内が306名ということで聞いております。

ただ、1月7日時点で職安等々の情報によりますと、そのうち3テナントが撤退をしているということでお聞きしておりまして、15人の従業員が減っており、小樽市内の従業員の中で13人減っているというふうに報告を受けております。

また、ビブレ本体の部分で、同日、11月時点の調査での人数は226名ということで聞いており、そのうち小樽市内在住者は179名ということで報告を受けております。

古沢委員

それじゃ、最後になります。市長の責任問題についてお尋ねをしたいと思います。

先日ですが、24日に、私ども共産党の市議団では、中心部を中心に、市内の商店や事業所を訪問させていただきました。約170軒ほどお訪ねをして、そのうち50軒ほどでいろいろと対話をさせていただきました。そのうち幾つか主な例をご紹介しますと思います。

ある貴金属店ではこのようにお話しになりました。「市の制度資金を申し込んだ。しかし、銀行からは、金利が安くてもうけにならないといって断られた。」というのです。

さらには、ある市場の漬物店です。「拓銀さんのときはいろいろと融資を受けていたけれども、北洋になってからは一切受けられなくなってしまった。今、簡易保険などを取り崩してどうにか営業している。」、このようにおっしゃっていました。

靴屋さんですが、「信組の取引業者で優良企業と思われるところには、信金さんの外交員が訪問をかけているようだ。その他は引き受けてくれないのではないかと不安だ。」というふうにおっしゃっていた。

ある市場の魚屋さんです。商工信組は魚屋さん関係が多いのだそうです。訪問してお話し合いをして、私も勉強させていただきましたけれども、増資の折に、ここの魚屋さんは20万円出資したそうですが、「これがパーになってしまった。どうしてくれるのだ。」という話をしておりました。この出資金問題は、ほかのお店関係からも幾つか寄せられていました。

それから、ある市場の和菓子店です。「市場の役員をしているけれども、この後、どう営業を継続していくのが、全く先の見通しが立たない。」とおっしゃっていた。

ある電気店です。「商店は本当によくない。子供に店を継がせる、そういう将来の問題が一番心配だ。」というふうにおっしゃっている。

さらに、別のお店では、「マイカルには、共倒れになると反対してきた。この心配が的中しつつある。誘致に賛成した議員が、自分たちの議員報酬を上げれと要求したと聞いて、怒りがわいてきた。」と。これはある商店街の洋品店の方であります。

さらに、市内の有名な菓子店ですが、そこの方はこういうふうに言っていました。「我々の反対に耳を貸さなかった市長や与党の責任は重い。議員報酬を返上してもらいたいぐらいだ。」、こういうふうにおっしゃっていた。

そこで、昨年9月にマイカルと相次いでOBCが破たんをした。そのときに、新谷元市長は、新聞報道を通じてこう言っています。「マイカルの経営破たんを予測することは不可能だった。ただ、誘致を進めた立場として、今の混乱に責任も感じる。」というふうにおっしゃいました。

山田市長は、3定の私の緊急質問への答弁で、「政策的には間違っていない。まちづくりとしては失敗したわけでない。」というふうに答弁されました。本当に、マイカルの倒産、OBCの倒産が予測できなかったのか。わずか2年半で破たんするという事態を予測できなかったとすれば、行政の長としては、極めて無責任だと言わざるを得ないと思うのです。

計画段階から破たんまでの間で、市内の商店街や商工会議所、多くの市民や労働団体、そういったところから、いろんな意見、陳情・請願が、議会にも市長にも出されました。

同時に、マイカルがオープンした後にも、例えば、経営コンサルタントをされているような方が、月刊雑誌にこのように書いています。「最悪のシナリオは、巨木が倒れるようにマイカル小樽が閉鎖することだ。」と。それから間もなく巨木はズシンと音を立てて倒れたわけです。

倒れた後に、市内のある商店街の薬屋さんがこうおっしゃっている。「マイカル小樽は3、4年で破たんすると思っていた。」と。まち場ではこうだったのですよ。当時経済部長だった市長にも、この声は届いていたはずなのです。議会の与党の皆さんにも届いていたはずなのです。

それなのに、オープンしてわずか2年半で倒産、破たんをしたのに、当時、こうした事態は予測できなかったというふうにおっしゃる。行政は結果責任が問われるわけです。

そこでお尋ねしたいのですが、地方自治法の138条の2、これをちょっと説明してください。

(企画) 高橋主幹

自治法の執行機関の義務ということで、138条の2でございますけれども、「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」となっております。

古沢委員

「議会の議決に基づく」というふうはこの規定の中には入っておりますが、同時に大事なことは、みずからの判断と責任において誠実に執行する義務を負うと、これは執行機関の義務であります。市長は、いまだに、政策的には間違っていなかったとおっしゃっている。であれば、こうした法律上の規定からいっても、誠実執行義務違反というふうに問われませんか。行政の結果責任が、厳しく問われているというふうには考えないのでしょうか。いかがですか。

市長

地方自治法の関係からいきますと、築港再開発にかかわりまして、条例なり予算というものについて、議会の議決を得て、当時の責任者が、これを誠実に執行したということですから、この条文からいきますと、条例なり予算に基づいて、誠実に執行したというふうに判断せざるを得ないだろうと思います。

古沢委員

議会の議決に基づいて仕事をすることが100であれば、みずからの判断と責任においてというのは執行機関としての責任、義務ですよ。執行機関、つまり市長です。そのことについてはお答えになっていないのですが。

市長

今言ったように、条例は議会の議決を得てつくりましたし、予算も議会の議決を得て、築港地区の土地区画整理事業を進めてきたということですから、それは、みずからの判断と責任において誠実に事務を執行してきたということだと思いますので、その点からいくと、長の責任というのですか、それはないというふうに私は思っています。

古沢委員

最後になります。

これは今しばらく平行線なのでしょうね。

私どもとしては、どういう対策を講ずるにしても、こういう結果に至った事業を推進してきた、その問題の責任をはっきりしない限り、有効な具体的な対策は講じられないというふうに考えています。市長の言うように、議会の議決に基づいて誠実に執行してきたと。確かに、議会の議決に基づいたのでしょう。

ですから、同時に、市長を支えてきた、推進してきた、我が党を除く以外の会派の皆さんのもう一つは、政治的な責任というのが今鋭く問われているのだと思うのです。この点も含めて、引き続き、ご答弁をいただけるまで、この後も質問を続けていくということをお申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移ります。

大竹委員

ありません。

委員長

市民クラブ。

斉藤（裕）委員

マイカル小樽について

まず、山田副参事にお尋ねしたいのですけれども、副参事は、市長の特命を受けて、情報収集に努められている、こう認識しております。それで、情報収集の糸口を見つけるために、だれと、どのような頻度で折衝されていたのか、この辺を少しわかりやすく具体的にお尋ねしたいと思います。

（企画）山田副参事

今、窓口は、財務的なことについては、金沢という専務がおりますので、銀行から来られている方なので、そういうことでわからないことがあればですが、彼とは本当に何回かしか接触していませんで、ほとんどは、現地の責任者である副社長、もしくは、社長が来られているときは社長とも会って、現状がどのようになっているのか、こういったようなお話を、定期的ではないですけれども、ほぼ週に1回ぐらいは聞くようにしております。

斉藤（裕）委員

毎週、週に1回ずつというのは大変な頻度だと思うのですけれども、それであっても、今回の一連の事態というのを予見できなかった、こういうことなのですか。銀行から見えている専務さん、そして、社長と副社長と会っているということであれば、今後の事態の中心人物ということになるのだと思いますけれども、その方たちと一生懸命膝詰めをしても、事前の情報というのはなかなか得られなかったということですか。

それとも、得られていたのだけれども、紳士協定等があって、例えば、弁護士との間、または相手先の企業の間で守秘義務契約があったのか。今は、不動産売買でさえ守秘義務契約を結ぶ時代ですから、口止めをされているのか、実際にわかっていないのか、どちらなのですか。

（企画）山田副参事

今回の事柄については、たまたま偶然でしたけれども、そういった動きがある日に行きました。ですから、24日でしたか、25日でしたか。

そういう動きがあって、ビブレに本日来るというお話があって、5時に従業員への説明をしたいと。それで、ビブレの方に本社から来るので、市長に言って、時間がとれるかということをお願いしたので、夜に設定をせざるを得なかった、こういう状況でございまして、曜日を決めたりなんなりしておりませんので、向こうから、事前に、来てご相談したいことがあるということもありますし、御用聞きでないですけれども、現状がどのようになっているか、端的に申し上げますと、本日の議会との関係で、一応、委員の方々から一定程度のご質問をいただいたときに、答えができない状況は困りますので、そのような情報を含めて、収集に行った段階でそのようなお話を聞いた。

それで、対OBCとの関係については、ビブレの情報が先行していたということで、先ほどの談話が出たのかもしれませんけれども、OBCは、公式的にはその段階では入っていなかったように記憶はしています。

斉藤（裕）委員

こういった事態のときに、やはり債権者を初めとする利害関係人に対する情報開取というのはされていたのでしょうか。行政の立場よりも、直接の利害関係の方がアンテナを張りめぐらせる率が高いと、情報もたくさん持っているというのが一般的だと思うのです。この辺はどうされておりましたか。

（企画）山田副参事

私は、どちらかという、利害関係人というか、テナントですとか、そういった契約相手の方々と接触をするというのは、大変申しわけないのですけれども、ほとんどございませでした。

私がほぼ会っているのは、現地のマイカルの窓口をしているビブレの小樽店長と、現地という意味では接触をし

ておりますし、その店長とは常にお話をさせていただいて、彼をして唐突な話だというふうに言われました。

そういう意味では、現地としても何年間かは残るのではないかとことを私は情報としていただいておりますので、その旨は市長にご報告を申し上げておりましたから、市長としても、ここ1、2年ぐらいは何とか残ってもらえるのではないかと、こういうイメージでいましたし、OBCとの話でも、期待感を込めて、その間に何とかということを考えていらしたような感じでいたと思います。これは私の感覚でございますけれども、そういう現状です。

ただ、それを紙ですとか、言われたとか、そういうことがないものですから、情報収集というのは、そういう意味では、委員が先ほど来おっしゃっているように、お互いの企業の守秘義務的なものもあるようですので、明確な回答といえますか、お答えはいただけなかった、このような状況でございます。

斉藤（裕）委員

OBCに対してはどうですか。同じ質問です。折衝相手と頻度。

（企画）山田副参事

私の認識としては、本来であれば、今回はピブレが来るというのが間違いだというふうに指摘をしてきている立場ですので、あくまでも、小樽ベイシティ開発は、マイカル小樽のデベロッパーとしての大家さんですから、いわゆる店子がいづ出るのかということ把握もしない、それを聞いて市にも言ってこられる状況になかった、こういうことについては、極めてデベロッパーとしての役目を果たしていないということは、前回指摘をしてきております。

ですから、先ほどの委員のご質問の中のOBCとの情報関係は、私は、OBCがどのような民事再生計画をつくっていくのか、どんな進め方をしているのか、日興コーディアルとの作業をどの程度行っているのか、こういった趣旨で、一定程度の節目節目に、12月であれば十何社に絞られた、年明けには2、3社にしたい、こんなようなことから、年前にはお聞きをし、1月に入って、どんな作業をしているかという中で、実はこういう要件があって21日には出せないの、3月に延ばさざるを得ないということ、15日に説明してご了解をいただいた、こういう中でお話をいただいてきておりますので、その中でピブレなりサティの問題が出れば、サティなりピブレの店長にお会いをして、事情のご説明なりをお聞きする、こんな作業をしている、そういうことでございます。

斉藤（裕）委員

山田副参事の考えでは、OBCから話が来て、OBCから情報提供があつてしかるべきだ、こういうお考えですか。

今の答弁をお聞きしますと、我々も賛成した方ですが、当時、山田副参事は、OBCの事業を進める立場でやっていて、非常に風通しがいいという関係にあつたはずなのです。ところが、今の答弁を聞いて、その辺の風通しは、情報の共有ができていないのじゃないのかなという心配が1つあります。

または、山田副参事が交渉しているOBCの窓口が、当事者能力がなくなっているのかなと、こういう心配さえあるのですけれども、いかがですか。

（企画）山田副参事

私が申し上げたOBCが言うべきというのは、委員が今お話ししたように、従来からは、少なくとも、小樽ベイシティ開発としては、マイカル小樽の建設に関しては、すべて議会に対するご説明も含めて、小樽市の対応についても、すべて、その会社が行ってきた。どこがテナントとして入るのか、どこが出るのかという説明について、入るときは説明があつたけれども、出るときの説明について、逆に言うと出る方が市に来たというのは、どう見てもデベロッパーとして筋が違わないかということ私としては現地でお話をし、現地としては、少なくとも、そういう話について、その日にそうだとすることについては、お話は聞いていなかった、多分、常務が唐突だったというお話の部分を言われたのかもしれませんが、ただこの延長線というか、それ以前からの話からして、この話

は想定されなくて突然出たという認識ではないというふうに思っているのです。

あくまでも、今のマイカルの事情、会社更生法になった以降の事情からいって、一生涯ずっとあそこでマイカルが展開するというような経営状況ではないということで、OBCとしての認識はあったというふうに私は理解していますから、民事再生のいろいろな作業の中で、そういったことを頭に置きながら、シミュレーションをしながら、今、日興コーディアルとの間ではいろいろな民事再生の計画の策定が進んでいるというか、行っていると、こんなような認識であります。

斉藤（裕）委員

私は、これまでも、議会の場で、マイカル問題、築港問題については、予想を立てて対策を講ずべきだと、こう主張してきたのですが、市長初め理事者の皆さんは、言われてから考えるという形だったのです。何かを求められてから考えると、これは、今答弁のあったことを総合しても、ただいたずらに時間を費やしているだけだということじゃないですか。イオングループの動向、そしてOBC、それぞれ会社更生、民事再生をかけられているわけです。そんな結果を待っていないながら、結論が出てから対策を講ずるなんというのは後手に回る、泥縄じゃないか、こう指摘せざるを得ません。皆さんの今までの答弁を聞いていても、どうせわからなかったのだというわけですから、それが行政の限界だと思います。

そこで、民間のご事情に詳しい収入役にお尋ねしますが、収入役は、これまでも、旧和議法等々の現場または情報をご覧になってきたと思うのです。もちろん法律の種類は違いますが、裁判所のもとで手順が進んでいくということは、今回と同一だと思うのです。

こんなものについて、利害関係人たる債権者であるとか、ましてや行政が、結論が出るのを待って、ただいたずらに時間を費やすというのは、私はおかしいと思っているのです。再生計画または再建方針というのは大体決まり切ってきていると思うのです。ですから、裁判所の回答を待たずに、予測を立てて対処していくというのが、一般的な民間ではそうだと思うのですけれども、いかがですか。

収入役

以前にもちょっとお話し申し上げたことがあるかと思いますが、実は、私は銀行にいたときに、そういう事態に遭遇したことがないのです。したがって、実際に私自身が実務でそういう場面を経験しておりませんので、何とも申し上げられないのですけれども、当時の会社更生の問題とか和議の問題だとかがあったときに、平時じゃないものですから、いろんな形で前もって先を考えるというのはなかなかできないのではないのかなというふうに私は思っております。

したがって、裁判所あるいは管財人がどういう形でやっていくかということは、ある意味で言うと、見守らざるを得ない、こういう局面もあるのではないかなというふうに私は考えております。

斉藤（裕）委員

それでは、お尋ねしますが、今、OBCが置かれているのは、副参事の答弁にもありましたように、大家さんです。最終的には、大家さんが幾ら債権カットをされるかという話になるのでしょうか。仕組みとしては単純なわけですが、それを裁判所の結論が出るまで、中松収入役が民間の支店長さんだとしたら、それまで待っていますか。

収入役

ただいまもお話ししましたように、私自身がそういう経験も立場に立ったこともないものですから、ちょっと何とも申し上げられないのですけれども。

斉藤（裕）委員

それは、いかに収入役の答弁でもいただけない。経験がないからわからないという言葉は、この場では言ってほしくないですね。だって、今までも、経験の蓄積からご判断されて、金融機関の長としてやられてきたのですから、経験したこと以外はわかりませんという答弁はちょっといただけない。もう1回答弁願います。

収入役

例えば、今、OBCの問題について委員の方からご質問だと思うのですが、私は、そもそもの最初の経緯から何やら、正直言って、承知していない部分がたくさんあるわけです。ですから、今、委員からそういうご質問をされましても、私自身は答えようがない、こういうことになります。

斉藤（裕）委員

後でもう1回聞きます。

今予想されることというのは、雇用に対する支援です。これから行政に求められることというのは、どこから求められるかは別としても、また、市民の側から求められるか、再建計画を出した側から求められるかは別問題として、雇用の問題です。それと、関連企業、特に小樽市の取引業者の問題です。それと、空き店舗となってしまう4万平方メートルという莫大なスペースの問題です。この3つぐらいしかないのじゃないですか。

これについて、他の行政機関とタイアップして手を打つか、小樽市として自前の独自の手を打つか。市税を投入してと言った方がいいかもしれませんが、身銭を切ってまでやるかどうか、ここの判断は、当然、数カ月後に来るに決まっているのじゃないですか。市長、これはいかがですか。

市長

今お話のありました雇用の問題、それからテナントの問題、そういった問題については、我々としても既に準備もしていますし、いつでも対応できるような体制をとろうということで、既に雇用の相談窓口も設けていますし、テナントにつきましても、12月の末にテナントの方がマイカルの営業本部に要請書を出しています。今回のこういった件も含めて、テナントの方とも協議をしていますし、1日も早くテナントとしても一定程度の方向を出したいというような意向もありますから、そういったことについては、十分意を用いてきていると思いますし、これから也十分対応していきたい、こう思っています。

斉藤（裕）委員

市長のご答弁はそれで結構なのですが、我々議会としては何をやるかということなのです。我々議会としては、OBC関連、マイカル関連の方たちだけが何か特別扱いされているのじゃないかという、ちまたの声もあるわけです。どこまで小樽市が身銭を切って、やれるのかという問題もあるわけです。どこまで支援するかというのが具体的に示されなかったら、この議論というのはできないのじゃないですか。

雇用問題だって、いろいろな職安の既存メニューを紹介します、窓口に来ていただいて紹介します、あなたは特定求職者だから、あなたは何だからと、こうやってやるのだったら、ただの紹介所ですよ。これにプラスアルファ、小樽市はこうしますと言わないと、だれもありがたいと思わないのじゃないですか。そういう議論というのは時間がかかるわけです。だから、そういうものを示さなきゃならない時期に来ていると思うのですが、再度伺います。

市長

よく趣旨がわかりませんが、市がどういう支援をするか、雇用問題についてどういう支援をしていくかということは当然ですから、先ほども申し上げましたとおり、既に対策を講じております。ただ、今から、まだ閉店も決まっていないのに、それじゃという話にもなりませんし、ですから、そういった状況をよく把握しながら、情報収集しながら、そういった問題にどう対応していくかということもありますし、市としてみずからできることがあるのかどうか。

マイカルばかりじゃなくて、一般的な雇用問題で、先般も市としての緊急の雇用対策も上げましたし、引き続き、今度はOBC対策をどうするかということも出てきますので、それは十分状況を見ながらやっていきたい、こう思っています。

ですから、状況把握を十分しないといけませんので、そういった面で、イオン側の状況も聞いたりしているわけ

ですから、我々としては、十分でないかもしれませんが、対応については慎重を期してきているというふうに思っています。

斉藤（裕）委員

指摘させていただきませうけれども、市長と私の認識の差というのが今のご答弁ではっきりしたのですが、市長は、閉店も決まっていなからという発言が今のご答弁にありました。

閉店の期日も決まっていなからということだす。だけれども、私は、閉店はいずれ非常に近い現実的な問題として来るのだから、時間はないという認識だすよ。市長は、閉店の期日が決まって、それから腰を上げようとおっしゃっているというように映ります。これは全く認識の違いだと思ひますが、認識の違いだすから、議論をしてもしようがないのだす。

収入役に再度お尋ねしますけれども、先ほどの雇用、民間企業、空き店舗について、特に民間企業の消費性向とひいますか、一般的には経済効果とひいうのだすか、マイナスの波及になりますけれども、もし消費性向なんというのをはかるうとしたら、莫大な時間がかかると思ひのだすか、それはお認めになりますでしよう。

プラスの経済効果も、波及効果として消費性向をはかっていくと、これだって何カ月もかかるわけだす。それで、現状、マイナスかどうかをはかるために同じ労力が必要なのわけだす。だから、私は、早く手を打たなければ、実體経済からどんどん外れていくと。

そして、小樽市の行政とひいうのは、親方一人が、よし、こいつを助けてやるかというわけにひかないわけだす。1つの難形があつて、ハードルがあつて、そこで取捨選択をして、ここまでは救済するということを決めなければならぬと思ひのだす。しかし、ここまですいう線引きは、そういう数値を拾わなければわからないはずだと思ひのだすけれども、ひかがだすか。

収入役

私、ちょっと委員のご質問が理解できないものだすから、理解できるように教えてひただけだすか。申しわけありません。

斉藤（裕）委員

皆さんはよく経済効果とひいう言葉を使われます。経済効果とひいうのは連関だすよね。商行為の連関に基づいてひきますよね。それで、例えば、2.6倍だとか3.6倍とひいう消費性向とひいうものが出てくるわけだすよね、経済効果として。

収入役

そこはよくわかるのだすけれども。

斉藤（裕）委員

それじゃ、ひいいだす。

そうしたら、どうやってはかるのだすか。よく被害があつたとひいいますでしよう。例えば、何かの倒産で被害があつたと、これはどうやってはかりますか。これはわかりますでしよう。

収入役

何に対して被害なのかがちょっと理解できません。

斉藤（裕）委員

負債でもひいいじゃないだすか。どうやってはかるのだすか。負債総額なら負債総額でもひいいだすよ。

収入役

ある企業が破たんして、その負債総額とひいうことだすから、当然、例えば、返済できない借入金であるとか、仕入れ代金であるとか、買ひ掛け金だとか、そういうことが負債額とひいうふうになるのじゃないでしようか。

斉藤（裕）委員

そうしたら、関連倒産はどうやってはかりますか。関連の部分はどうやってはかりますか。

収入役

関連というのは、A社が倒産いたしましたら、A社の負債はそれで確認できましたと、それ以外のということですか。それとも、関係会社ということですか。それと、地域とか、いろんなことがあるかと思えますけれども、ですから、それぞれによって、計算方法というか、見方というのは違ってくるのかなというふうに私は思います。

ですから、おっしゃるように、例えば、関連企業あるいは下請、こういうことについては、その企業にぶら下がっているところということで、トータルをしていけば出てくる数字だろうというふうに私は思います。

斉藤（裕）委員

ですから、連関というのはそれですよ。つまり、今おっしゃったように、グループ企業または下請まで広げる、地域まで広げる、その広げ方によってマイナスの波及効果というのは出てくるじゃないですか。それをどこまで広げるかというのを行政として認識しておかなかったら、この前の商工信用組合の貸付みたいなことが起きるのです。あれは非常に狭く設定したから、不平不満が出ましたよね。あれをもうちょっと広げたらどうなったのかとか、一般貸付に変えたらどうだったのか、この線引きというのは非常にあいまいだから、議論しておかなければならないじゃないですか。そのことを言っているのです。

線引きはどこに持つのですか、物差しはどこに持つのですかということです。際限なく救済するなんていうことはできないわけだから。そのためには、説得力はあまりないのだけれども、ある程度の数字で線引きをしなければならぬのじゃないですか。2次連関とか3次連関ぐらいまでやるしかないのじゃないですか。そう思いませんかと言っているのです。

収入役

斉藤（裕）委員のご質問についてわかりました。御免なさい。私、ちょっと勉強不足で申しわけないと思うのですが、おっしゃるように、1つの問題が出てきたときに、特にマイナスの部分がどういう形で広がっていくかという、その負の部分については、あらかじめ予想して、それに対する対処というのは大事だろうというふうに私は思います。

斉藤（裕）委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移ります。

秋山委員

ありません。

委員長

民主党・市民連合。

武井委員

マイカル小樽について

7点ほど通告してあります。ところが、一番最後になりますと、みんな質問して、お答えがあったようですが、それらの中で、時間の関係もありますから、かいつまんで2、3質問をしたいと思っています。通告したのに申しわけないと思っています。

まず1つは、先ほどいろいろなご意見が出されましたが、私たちも、あるいは市長を初め関係理事者も非常に今まで努力されたにもかかわらず、こういう結果が出た、こういうことは私は非常に残念だと思っています。だれも、

こうしようと思ったわけではありません。しかも、今まだ2,500名という人たちがいますし、ほかの企業もいるのですから、ぜひともこれらの人たちについても、さらに努力してほしいということを前もってお願いしておきます。

さてそこで、25日の夜に市長のところへ訪ねてまいりまして、いろいろとお話をされたと伺っています。その中で、従業員は200名となっていました。226名が正しいそうですけれども、この226名の方々に、その従業員に閉鎖の方向で作業を進めていくことを伝えたことを説明したと、こういうふうに報道されています。

伝えたことを説明したという中身、どこまで、どういうふうにしたのか。そのときに具体的にどのような説明だったのか。あなた方は説明まで受けたわけですし、納得しないものがあつたらオーケーをするわけではないのですから、彼らが従業員に説明した内容を説明した、その内容は、いつまでに、どういうふうにしていこうと、どういうことを言ったのか、まずご説明ください。

(企画) 山田副参事

25日の夕方にお話を聞いたのは、ただいま委員からお話があったように、先ほど私も申し上げたように、いろいろ努力をしてきたけれども、経営としては赤字が続くと、今法的な処理をしている会社として、早い時期にといいますか、店を閉じるという手続を相当しなければならない、こういう趣旨の説明を先ほどしてきましたという、5時に説明をした後のお話でした。

計数的なお話なりなんなりというのは、私どもも情報ではいろいろ聞いておりましたから、細かい話でなくて、手順が違うですとか、いろいろなことで終始しましたけれども、我々としては、まちづくりを理解しての決定なのかとか、そういう基本的なことを問いただしましたけれども、先ほど来言っているように、営業本部のビブレ事業部長という立場からいって、その辺のお答えはできないということで、お答えを十分返していただけないので、市長の方から、管財人に会うといったことでご返事をしたということです。

それで、25日の夕方、社員に説明をしたという内容についても、若干お聞きしましたけれども、私どもにご説明のあった内容がほぼございました。その席上といいますか、私が、25日だったと思いますけれども、行ったときには、ダックビブレとビブレの労働組合の委員長さんも組合に対して説明をするということで来ていらっやいまして、組合とのご相談なり、そういったことも会議をしたやに聞いております。

武井委員

夜、非常にご苦労さんだったと思いますが、何時ごろから何時ごろまでの話ですか。

(企画) 山田副参事

たしか、あのとき、市長が倶知安の方に午後から出張されていまして、会えるのがどうしても、5時まで倶知安で会議をしているので、6時半ぐらいに設定をしたというふうに記憶しています。先週の話ですけれども、多分そのぐらいで、1時間ほど、7時半ぐらいまでやりとりをしたというふうに記憶しています。

武井委員

今ご説明をいただいたのですが、1時間会談されたようですけれども、今の言葉で、まだ納得したとは思わないのです。市長は、最終的には、白紙撤回をせよと言われた、こういうことですが、職員に説明をしたと言っているのに、今言ったように、早い時期に閉じると、こういうようなことで、組合まで出席しているのですけれども、それで納得するのでしょうか。もう少し具体的な職員の対処方について説明をしなければ、組合は納得しないと思う。私は組合の役員を長くやったことがあります。私だったら納得しないと思いますけれども、いかがですか。そのあたりのところは、もう少し突っ込んだ説明はありませんでしたか。

(企画) 山田副参事

説明としては、ただいま申し上げたようなことが本当の話でございまして、基本的には、こちらから、かなり、筋が違うということでがんがんお話をしたということで、結構時間がかかった。

それから、私どもとしては、結果的にそうなるとすれば、企業責任として、中に雇用対策室を設けると、そうい

った申し入れだとか、開発経緯を理解している者がなぜ来なかったのかということで、何か再編部というのがあるようなのですけれども、マイカルの中の再編部長に会わせると、こういったやりとりだとかをしました。

ともかく、こちらからすると、今までの開発経緯からしまして、市に話があって、次に従業員というのが筋じゃないのか、こういうやりとりをかなりして、それについては、それは当然のことだったかもしれないというお話もありましたが、もう結果の話でしたから、それで、承服しかねるということで、白紙に戻してほしいということと、真意については管財人にもう少し中身を聞いて申入れをする、ということで、翌日、さらに大阪に行くということをお願いをしたということでございます。

武井委員

白紙撤回を申し入れたとき、あるいは要望したときに、相手側はどういうご返答をしましたか。

(企画) 山田副参事

白紙撤回といっても、あくまでも私どもの意思を申し上げているわけで、いわゆる更生会社である株式会社マイカルの一ビブレ事業部長がそれに対するコメントをするという立場に当然ないわけですから、我々としては、そのことを会社に言ってほしいという趣旨で、市長がお話ししたのだろうし、マイカルの担当者に言ってもらわなければならないということもありまして、管財人に直接お会いをすると、こういう手法といいますか、予定といいますか、当初から考えていたこともありますけれども、このきっかけもありましたので、そのようなご指示を出されたのではないかというふうに思っています。

武井委員

先ほどからいろいろとご質問していた中のご答弁を聞いてみると、何かちょっと手遅れといいますか、打つ手がなかったのかなというような気がして、靴の上から足をかいているような感じです。

それは、昨年11月に、既に小樽ビブレが撤退の意向を固めていたということが報道されています。この辺の真偽はいかがですか。

(企画) 山田副参事

私の立場からすると、11月は特命を受けておりませんでしたけれども、関係職場の課長等の関係者にも会っていましたが、そういうお話というのは一切ございませんでした。新聞報道は新聞報道として、いろいろな情報の中で報道されたのでしょうけれども、あの時点で、そういう認識はございませんでした。

それで、委員がおっしゃっていますように、いろいろな手を打ったけれども、手を打つということ自体にかなり限界がございます。市長は、こういった問題が起きてから、早速、11月に、あのころはまだ民事再生をやろうとしていたマイカルの企業責任者が当時いましたから、その監督員ですとか弁護士に対しても、ともかく存続という1点で東京に向いて要望をしてきましたし、12月の末に会社更生法の手続開始に変更した後も、市長が先ほどおっしゃっているように、裁判所まで行って、OBCの話もしたり、マイカルの状況の話もしてきて、何とか開発に理解をしてほしい、こういう要望をしてきてございます。

そういった中で、31日にマイカルの会社更生法の開始決定がされて、正式に事業管財人と法律管財人が定められた。ですから、年明けに具体的な管財人との接触について開始をするという、こういう形のタイミングをどうとるかということがあった事情はご理解いただきたいと思うのですけれども、そういう努力の中で、140数社のマイカル本体の直営店を引き受けた時点というのは、管財人が決まらないで、民事再生で行こうとした2カ月間、140何店舗が厳しくなった期間だったというようなご説明も若干受けました。

今、その中で元気を取り戻さなければならないということで、再生をさせるという意味では、140何店舗の中で、どうしても難しいとか、更生計画の中で裁判所なり債権者に理解をしていただけないというような判断をせざるを得ない店舗については、たとえ1億、2億程度の赤字を出している、まちづくりの中心店舗であっても、市長さんがそれを何とかすると言ってきたところでも、それは申しわけないというふうにお断りをした経緯もある。その中

で、10億から12億も赤字が出ている企業を残せないというのは、最終のぎりぎりの判断だった、そういったことも、私どもとして先日行ったときに、それを割り返すと、大体、200万、300万の1日の赤字なのですけれども、そんなようなご説明でありましたので、やるべきことの一定のことは要請をしてきた結果だったということで、ご理解いただければというふうに思います。

武井委員

皆さんの努力は、僕らも今までの委員会の中でも聞いたりして知っているわけです。

それで、私は、非常に不安といいますか、今、撤退したいという方向を示しただけで、撤退したわけじゃないのですけれども、4万平方メートルという床面積を持っている大百貨店が、今後撤退すると、テナントが入らなければ、形だけは残る。そうしますと、固定資産税の問題なんかが出てくるわけです。中は空っぽでも建物は建っていますから、固定資産税が当然出てきます。しかし、それは一体どういうふうになるのか。減免をしてくれと言ってくるのか。それらの問題も含めて考え方があったらお示してください。

(企画) 山田副参事

率直に言って、民事再生計画の中には当然そのところも含めて頭を痛めているというのがOBCの状況になっております。というのは、採算性というか、収益性の上がらない建物があって、それが税金だけはきっちり取られる、そのところで建物をどうするかという問題も当然出てくる。市としては、それはできませんということをお答えしてございます。まけるなんということはできません、こういうことは言ってございます。

したがいまして、収益性を上げるか、壊してしまうかと、極論を言えば、公式、非公式は別にして、そんな議論だって話題の1つに乗るといっても当然あり得るような話です。そのぐらい苦慮はしていることは事実です。

ただ、問題は、担保権者がいるわけですから、その方に何も言わないで、ある日、1円も出さない建物なら壊してしまえというふうなことは常識外の話ですから、そういうこともストレートに方針を出せない、こんなようなことの中で苦慮しているというのが実態でございますけれども、ともかくビブレの後については、少なくとも、モザイク型でテナントにするというのも1つの考え方です。というのは、当然、OBC直接のテナントというのも選択肢で、先ほど市長が言ったように、今ビブレから離されてしまう地元の人方が何とか生き残ろうということで、個別的に何とかできないかという話も現実的にはある話です。

ただ、それは4万平方メートルを埋められない議論ですから、その残ったところはどうか、そんなこともあるし、丸々売却をして、責任を持ってだれかが事業展開をする選択肢もあるという、こういう中の議論であります。

税金の問題については、先ほど来申し上げているように、建物がある限り、まけませんということで、破産したりなんなりすれば、また条件は別ですけれども、現状の中ではそういう立場をとっております。

武井委員

そういうことで、テナント対策は大変だと思いますが、もし、市に、テナントを一部埋めてくれというか、そういうような要請があったときには、何か考え方がありますか。

(企画) 山田副参事

現在、仮の話での議論はちょっとしてございません。

OBCに対しても、先ほど古沢委員の方からもちょっとあった用途の見直しというのは、周囲の5万何平方メートルの問題もあるのですけれども、建物そのものが、あそこの土地利用の枠組みというのは決まっているわけです。ですから、商業アミューズメントという形で決まっているところに建物が建っている。その4万平方メートルの中に例えば病院でも持ってこようとかなんとかといて、単純に出るということになると、その土地利用の基本的なところが変わるわけですから、ある程度飲める話なのか、飲めない話なのか、それは簡単に処理できるかできないか、こういう問題も抱えていることは事実なのです。

ですから、OBCの今のところに店屋が全部埋まるのなら手っ取り早い話なのですけれども、別用途で4万平方メートルを使うということになると、先ほど来、古沢委員が言った周囲の土地利用のことも含めて、あその土地利用、その辺あたりの議論をして、必要なものから変えていかなければ、幾ら私がやって再生に頑張るぞといっても、難しい要素もあるので、そういう複雑なことも絡み合っているということだけ、ご理解いただいて、難しい現状にあるというか、そういう課題があるということだけご理解いただきたいと思います。

武井委員

今、あたかも、小樽ビブレが倒れたら、確かに大きな立場でありますけれども、まだまだ従業員も2,500人いるわけですから、この人たちに向けて、それぞれ小樽の再生を期しながら、もちろん今言われた226名の方々も含めて、雇用関連もあわせ、あるいはテナント問題など、市ができるだけの援助をするものは援助をするような立場をとって、何とかみんなが安心して過ごせるような、そういう方策をとっていただきたい。非常に苦勞をしてきたことはわかっていますが、さらに苦勞を重ねていただきたいことをお願い申し上げて、終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。